

瀬戸市市民菜園の申込みの流れ

① 瀬戸市が「広報せと」と「瀬戸市ホームページ」で使用者を公募

※公募開始は、5年更新時の使用開始日の約3か月前です。

② 市民菜園使用希望者が指定期間内に応募

※「受付番号」を発行しますので、結果公表の際まで保管してください。

③ 抽選（使用希望者が募集上限以上の場合のみ）

※落選された方は「使用待機者」となります。空き区画が出た場合に順番にご案内します。

④ 結果公表

※「瀬戸市ホームページ」で公表します。（受付番号をご確認ください）

※使用当選者のみ「使用決定通知」を通知します。

※使用料を1年ごとに先払いしていただきます。

※区画番号（区画の場所）は瀬戸市が無作為に決定します。

⑤ 耕作開始

※使用期間は5年間です。（最終年度は、更新作業のため期間を短縮します）

※「使用注意事項」を守ってご使用ください。

⑥ 使用期間内の使用中止

※ご使用区画を次の方が使用できる状態にきれいに整地してご返却ください。

※支払い済みの年間使用料はご返却できません。

⑦ 使用待機者への使用案内

※空き区画が出たら使用待機者へ順番にご案内します。

※速やかに電話でご連絡します。3営業日以内にご連絡がつかない場合は、権利無効とし、次点者に連絡します。

⑧ 使用待機者の随時募集

※使用待機者は随時募集しています。先着で順番を設定させていただきます。

⑨ 使用期間満了

※5年が経過すると、一斉に全体を整地工事します。使用期間満了日までに耕作中の作物等の撤去をお願いします。